

事業着手前確認書（住宅等新築のための空き家解体支援事業）

※利用希望者

木城町移住定住等空き家流通促進事業補助金要綱第3条に定める、「住宅等新築のための空き家解体支援事業」の事業着手に先立ち、下記に記載の補助要件等について事前に確認をいたしました。

年 月 日

（補助金申請予定者）

住 所 _____

氏 名 _____

①補助対象経費

- 木城町空き家バンクに登録された空き家を解体（同一敷地内の建造物の撤去並びに立木等の伐採含む）した後の跡地に、新たに居住用の住宅または事務所等を設置する場合にあって、その解体に係る費用として事業者に支払う経費。
- 空き家解体に係る他の補助事業の交付対象となる住宅の除却については対象外とする。

②申請期間

- 事業完了から6ヶ月を経過するまで

③補助率（限度額）

- 補助対象経費に1/2を乗じて得た額（100万円）

④補助要件

- 税・使用料等の滞納がないこと。
- 暴力団等でないこと。
- 居住用として空き家を利用する場合にあっては、当該空き家の所在地に住所を移し5年以上定住をすること。
- 事業用として空き家を利用する場合にあっては、当該空き家の所在地に事業の拠点を置き5年以上当該事業を継続すること。

- 空き家バンク登録者及び所有者の配偶者又は3親等以内の親族でないこと。
- 住宅の取得又は賃貸後は、当該住宅及び敷地について適切な管理を行うこと。
- 売買契約後6ヶ月以内に解体を着工すること。
- 売買契約後2年以内に当該跡地に新たに居住用の住宅または事務所等の新築工事が着工されること。
- 居宅として新築する場合にあつては、賃貸向け、営業売買目的ではなく、個人住宅として取得し、居住用としての機能を有していること。

⑤補助金申請に必要な添付書類

- 事業実施に係る契約書等
- 事業実施に係る経費を確認できる請求書の写
- 事業実施に係る経費を支払ったことを確認できる領収書又は銀行振込等の写し
- 産業廃棄物管理票の写し
- 住宅解体前後の写真
- その他地域政策課に提出を求められた書類

⑥返還要件

- 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合。(全額返還)
- 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。(全額返還)
- 取得又は賃貸した空き家及び付属する土地について適切な管理が行われておらず、かつ、適正管理に関する行政指導に従わない場合。(全額返還)
- 空き家を解体した跡地に新たに建築した住宅に住所を移した日(事業用にあつては、新たに建築した住宅に事業の拠点を置いた日)から起算し、5年経過以前に転出又は転居又は当該空き家での事業の休廃止を行った場合。
 - (1) 1年経過以前(全額返還)
 - (2) 1年経過後2年経過以前(交付額の4/5返還)
 - (3) 2年経過後3年経過以前(交付額の3/5返還)
 - (4) 3年経過後4年経過以前(交付額の2/5返還)
 - (5) 4年経過後5年経過以前(交付額の1/5返還)
- 売買契約後2年以内に当該跡地に新たに居住用の住宅または事務所等の新築工事が着工されない場合(全額返還)
- 本事業により処分する廃棄物等について法令等に基づく適切な処分がなされていないことが確認された場合(全額返還)